


農業用軽油の免税証交付申請についてのお知らせ

令和5（2023）年分の農業用軽油免税証の交付申請を受付します。指定日以外でも申請できますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、申請の際は手指の消毒及びマスク着用のほか、混雑が予想される時間帯を避ける等、皆様の御協力をお願いします。

受付日	対象地区	会場
1月10日(火)	鹿沼・東大芦・西大芦 粟野・粕尾・永野・清洲	 <p>至・日光 至・大谷 至・日光 国道293号線 J R 鹿沼駅 J R 日光線 至・宇都宮 至・</p> <p>例幣使街道 市役所前 市役所 今宮神社 鹿沼局 ○久保町バス停 病院 まちの駅 石橋町 足利銀行 新鹿沼駅 鹿沼口共済</p> <p>至・日光 至・古峰原</p> <p>至・日光 至・大谷 至・日光 至・宇都宮</p> <p>県上都賀庁舎 本館5階大会議室1・2 (鹿沼市今宮町1664-1)</p>
1月11日(水)	北押原・南押原	
1月12日(木)	菊沢・板荷 加蘇・南摩	
1月13日(金)	北犬飼・東部台	

持参するもの

①継続申請の場合

- ・免税軽油使用者証
(免税軽油使用者証の有効期限が令和5(2023)年12月30日までに切れる場合 手数料420円)
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書 ・納品書
- ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書(耕作面積が増えて増量を希望される方のみ)

②新規申請の場合

- ・市農業委員会で交付される耕作面積の証明書
- ・手数料420円
- ・使用する機械の詳細が分かる売買契約書又は取扱説明書やカタログ

手数料420円はつり銭の無いようにご準備ください。

ご注意ください

- ①増量及び新規申請の場合、免税証は後日交付となります。
- ②「委託を受けて農作業を行う者」も対象になります。申請には、市農業委員会の「農作業受委託証明書」及び「農作業受委託契約書(写)」が必要です。
- ③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

お問い合わせ先 鹿沼県税事務所 課税課 TEL0289-62-6202